

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時
令和2年11月16日（月曜日）
午後4時21分開会、午後5時2分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
白水総務部長、戸田法務・情報公開課長
 - (2) 復興局
大槻復興局長、菊池副局長、大坊復興推進課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
継続調査
「(仮称) 3月11日に関する条例」
- 9 議事の内容

○岩渕誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により、会議を行います。

これより、(仮称) 3月11日に関する条例について、調査を行います。

各位御承知のとおり、去る10月27日に、3月11日を岩手県民の日「大切な人を想う日」にすることについての請願が採択されたことを受け、当委員会において、本日より、条例制定に向けた検討を行うこととなります。

東日本大震災津波から10年を迎える来年3月11日に向け、皆様の御意見をいただきながら条例をつくり上げていきたいと考えております。経験豊富な委員各位でありますので、

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お手元に配付している資料1から資料3により、条例に係るスケジュール案、意見聴取及び制定に係る論点整理について御協議いただきたいと考えております。

まず、資料1をごらんいただきたいと思います。このスケジュール案は、条例の公布から来年の3月11日までの間に県民への周知期間を確保できるよう、令和3年2月定例会の招集日に条例案を議決いただくことを想定したものであります。条例案の検討に当たっては、パブリックコメントを行うかどうかによってスケジュールが異なりますので、パブリックコメントを行う場合と行わない場合に分けて、表に記載しております。

それでは、具体のスケジュールについてですが、まず、本日の委員会において、条例に係る論点整理等について御協議いただいた上で、11月30日に委員会を開催し、たたき台となる条例案をお示しして、具体的内容について御協議いただきたいと考えております。

これ以降、条例案の取りまとめまでは、パブリックコメントを行う場合と行わない場合により異なりますが、まず、パブリックコメントを行う場合については、12月4日の委員会において、パブリックコメントにかける条例案の素案を取りまとめ、議会運営委員会に報告した後、早ければ12月上旬からパブリックコメントを行い、その後、パブリックコメントによる意見を踏まえて、必要に応じて修正を加え、来年1月の閉会中の委員会において条例案を取りまとめることで想定しております。

次に、パブリックコメントを行わない場合についてですが、この場合、素案の取りまとめ等を行う必要がないことから、継続して条例案について御協議いただき、来年1月の閉会中の委員会において取りまとめることで想定しております。

その後、来年の2月には、最終的な条例案を議会運営委員会に報告の上、2月定例会招集日に、総務委員会発議の発議案として本会議に提出し、同日に議決をいただくことで想定しており、これにより、条例の公布から来年3月11日まで、1ヶ月程度の周知期間を確保できると考えております。

資料の説明は以上となりますが、岩手県議会基本条例では、政策立案等に際しての県民からの意見の聴取などにより、県民参加の機会の充実を図ることとされており、同条例施行後に制定した政策的議員提案条例については、全てパブリックコメントを実施しているところです。

検討期間が限られてはおりますが、それらを考慮した上で、スケジュールをいかがするか、御協議をいただきたいと考えております。

説明は以上であります。

それでは、スケジュールについてはいかがいたしましょうか。

まずは、パブリックコメントをやるかやらないかということになりますが。

○郷右近浩委員 それぞれ日程が窮屈な中で何としてもつくり上げていくということで、それ自体はそのとおりだと思うのですが、今お示しいただいているスケジュールでパブリックコメントを実施するといった場合、内容の検討については、11月30日、そして12月

4日と、この2日間の中で検討をしていくことになると思いますが、この内容について、例えば条例の題名等も含めて、仮称だとしても、やはりある程度のものをつくって決めていかなければいけないとなると、検討期間が短いというか、もうちょっとあるべきではないのかなと思います。個人的には、今委員長に諮っていただいている部分については、パブリックコメントを実施したほうが良いとは思っているのですが、だとすると、ここにさらに日程を追加していかなくてはいけない気もしているのですが、そうした日程づくりについては、もうちょっとフレキシブルにできるという考え方でよろしいでしょうか。

○岩淵誠委員長 これは皆様方から御同意をいただければ、質疑や意見交換の場が足りない場合は当然加えていくことになろうかと思えます。12月4日もありますが、予備日もありますし、その前にいろいろな形で意見をお伺いすることは可能ではないかと私自身は考えております。

○飯澤匡委員 そういう委員長の決意であれば、パブリックコメントはかける方向で頑張ってみたらいいのではないかなと思います。一つ質問なのですが、いいですか。

○岩淵誠委員長 はい、どうぞ。

○飯澤匡委員 この間の委員会で千葉理事が言ったのは一体何だったのですか。急に手を挙げて、何を言おうとしたのでしょうか。何か執行部でも条例をつくるのが可能だという発言をしたと思うのですが、どういう趣旨で言ったのですか。後から考えれば考えるほど、よくその発言の趣旨がつかめなかったのです。わからないならわからないでいいです。

○大槻復興局長 通常の条例の審査スケジュールの流れをお話ししたのではないかなと。非常に縦割りなのですが、例えば、原部でつくったものを審査当局である総務室で何日審査してというような流れをお話ししたのだと私は理解しております。

○岩淵誠委員長 ほかに皆様から御意見はありますか。

○工藤大輔委員 これでいくと、請願者からのヒアリングはないということでもいいのですかということの確認が一つ。あともう1点は、パブリックコメントをかけた場合に、かけている間があるので、有効に活用できる方法はないのかと。そういうことになると、この分野についてはパブリックコメントにかける、この分野については、例えば名称だとか何かは、ちょっと切り離して、別途検討していくものとしてその間審査するだとか、やり方はいろいろあるかなとは思いますが、その辺について——ちょっとどうかな。期間がある分、何らかその間、本当にもめそうだとか、もめそうなものを除いてパブリックコメントにかけるのも変な話だが、何か有効に活用する方法はないのかなとは思います。

○岩淵誠委員長 まず、請願者についての部分であります。あくまで請願については既に対応済みのものでありますので、皆様から特段の御意見があればとは思いますが、現時点では、あくまでそこから切り離されてこの委員会で条例制定をということで、私の中では考えを持っていないところであります。

パブリックコメントについてであります。やはりこれは、条例案全体をパブリックコ

メントにかけるというのが極めて一般的であろうと思っていますので、委員会としてどういう形にするかは後ほど御協議をいただきますが、条例の構成も含めて、パブリックコメントにかけるのがいいのではないかと考えておりますが、皆様の御意見も伺ってと考えております。

○工藤大輔委員 恐らく、今後の可能性で、名前のところと、あとは前文をつけるかつかないか。つけなければ話は早いですが、つけるとなると、たたき台をつくって、そしてその確認だとか、結構いろいろな意見が出るころかなど。つけないと、1条で網羅するというのであればそれほど問題にはならないと思うのですが、今後進める中で、前文をつけるかつかないかでも、随分時間が必要かどうかというものにかかってくるかなとは思いますが。これは意見として。

○岩淵誠委員長 工藤大輔委員、確認しますが、パブリックコメント自体の実施については、実施の前提でということによろしいですか。

○工藤大輔委員 はい。

○岩淵誠委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それでは皆様の今の御意見をまとめますと、パブリックコメントは実施する方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それではさよう決定し、その方向で進めたいと思います。

それでは次に、資料2について御説明をいたします。資料2は意見聴取のやり方ということであります。

御検討いただきたい事項は2点あります。まず、1点目として、県民、市町村及び関係団体等への意見聴取を行うかどうか、行う場合はどのような方法とするか。

2点目として、総務委員会委員以外の議員からの意見聴取についてですが、各会派の議員の方々には、各委員から検討内容をお知らせいただき、当委員会に意見をもち寄っていただきたいと考えておりますが、当委員会に所属しない会派等の議員からの意見聴取を行うかどうか、行う場合はどのような方法とするか。この2点について御協議いただきたいと考えております。

また、参考として、資料の下に、岩手県議会基本条例が施行された平成21年度以降の政策的議員提案条例のうち、直近の制定例である岩手県県産木材等利用促進条例、請願が採択されたことを受けての制定例である障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例、短期間での制定例であるみんなで取り組む防災活動促進条例、以上の三つの条例における例を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

説明は以上であります。

それでは、この二つ目のことにつきまして、御意見を伺いたいと思います。

○岩崎友一委員 委員長案があればお示しいただければと思います。たたき台として。

○岩淵誠委員長 今のところ委員長としては、皆様の御意見を聞いてからとっておりますが、パブリックコメントを行うとのことでありますので、条例案の意見の募集ということで県民に対して行い、市町村に対しては文書で意見照会を行うものではないかなと思っております。関係団体と言われても、今回は権利義務等が生じるような条例の中身ではなく、特段その関係団体というものが存在するかどうか疑念がありますので、そこは整理をしておいております。また、総務委員会以外の議員であります、傍聴議員としての傍聴を促すということがまず一つありますし、それからこの委員会で素案ができた段階でそれぞれお示しをして、御意見を賜って、それを委員会に報告して取りまとめというのが、今のところ考えているところであります。

○岩崎友一委員 それでよろしいのではないですか。

○中平均委員 委員長の案をいただきましたので、パブリックコメントで県民の意見を網羅していき、市町村はパブリックコメントと同時に文書で意見をいただくことでいいと思います。あとは、総務委員会以外の会派に属さない議員をどうするかだと思いますが、傍聴議員というよりは、この請願採択制定例にある障がい条例と同じように、委員長から説明いただいて、それを意見として取りまとめてきていただくほうがよろしいのではないかと。議員に関するところは、二つ案を出していただきましたが、委員長から報告していただいて、そして意見を委員長がお聞きして、またここでフィードバックしていただいたほうが、結果的にこの総務委員会でやるという意味でのスピードというか、そういうものになっていくのではないかなと思います。

○岩淵誠委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 今、中平委員からお話があったところではありますが、ある程度素案の段階で、委員会の結論めいたものが出たら、委員会に属さない会派の皆さんには御説明することにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それでは、皆様からの御意見を踏まえさよう決定したいと思います。

それでは続いて、資料3について御説明をしてみたいと思います。

資料3につきましては、条例の制定に係る論点整理であります。

条例の制定に当たっては、まず、3月11日に関する日の名称をいかがするか。

次に、条例の構成として、条例の題名、条例の制定の趣旨、3月11日に関する日を定めること、条例制定の趣旨を実現するための県の取り組みや市町村等との連携等、県民の自発的な取り組みの促進などをいかがするか。

以上が、検討項目として挙げられると考えております。

今後、これらの項目について御検討いただくこととなりますが、次回の委員会で、当職

において条例案のたたき台を準備したいと考えておりますので、本日は、条例の名称についての考え方や、条例にどの項目を盛り込むべきかについて、御協議いただきたいと考えております。

また、お手元に配付しております参考資料では、本県における特定の日にに関する条例であるいわて教育の日に関する条例及び平泉世界遺産の日条例、並びに宮城県における3月11日に関する条例であるみやぎ鎮魂の日を定める条例の条文を、項目ごとに並べて記載しておりますので、御参照いただければと思います。

資料3についての説明は以上であります。

それでは、条例の制定に係る論点整理について御協議いただきたいと思いますが、本日は初めての検討の場でありますので、課題と考えられる事項等について、広く御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

初めに、3月11日に関する日の名称についてですが、資料の参考に記載しておりますとおり、採択された請願の名称は、岩手県民の日「大切な人を想う日」となっております。この岩手県民の日という部分については、去る10月26日の当委員会における請願審査の際に御確認いただいたとおり、請願者においては、岩手県民の日とすることにはこだわらないことを踏まえ、当職としては、名称に入れられない方向で検討を進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。皆様から御意見を賜りたいと思います。

○**佐々木宣和委員** 県民の日に関する取り扱いに関しては、この委員会でもさまざま意見があったところですが、他県の事例等々考えると、県民の日だと県政が始まった日というところもありますし、その県民の日という文言を入れることによる——何と言いますか、さまざまな波及というか、そういったことを勘案すると、県民の日を入れられないことで検討を進めるべきではないかと思っております。

○**岩渕誠委員長** ほかに御意見はありますか。

〔「特になし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** それでは県民の日という名称については、条例の名称に入れられないことで進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 次に、3月11日に関する日の名称の考え方について伺いたいと思いますが、御意見はありませんか。

○**飯澤匡委員** これは前回の常任委員会でも議論があったのですが、請願者においては、大切な人を想う日についてもあまりこだわらないということでしたよね。こうした条例制定に当たって、いろいろな制約等がもし考えられるとすれば、執行部ではどうお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○**戸田法務・情報公開課長** 今回の条例案を策定するに当たって留意する事項ですが、大切な人を想う日を例にして言いますと、憲法の思想良心の自由に抵触しないような形を求める必要があると考えます。

具体的にどうということかと言いますと、県民に対して、特定の思いですとか思想ですとか、考え方を持ちなさいと強制するような規定は憲法に抵触する恐れがありますので、そういう形の規定を置くことは適当ではないと考えております。

題名につきましては、題名自体で何かしら規制をするものではないので、ある程度自由はあるのかもしれませんが、例えば極端な例を申し上げますと、大切な人を思わなければいけない日のような形の題名にしてしまいますと、題名自体でそれこそ何か思想を強制するみたいな意味合いが出てしまいますので、そういったところはちょっと注意していただく必要があるのかなと思っております。

○飯澤匡委員 そうすると、ずばりこのままではちょっと困難だということでしょうか。

○戸田法務・情報公開課長 この請願の原案の大切な人を想う日ですが、規定の中身のほうで、そういった思想を強制するような中身でなければ、許容できる範囲ではあるかなとは考えております。

○岩渕誠委員長 ほかに御意見等ありますか。

きょうはこれをまとめてどうこうするということはありませんので、御意見を広く伺えれば……。

○岩崎友一委員 これは多分、物すごいセンスの問題だと思います。請願者の請願の趣旨がありますが、当局で例えば考えたとしたら——これはすごい難しいですよ。この思いを全部酌んで、短い言葉で、表現でまとめるのは難しいと思っていて、私もなかなか思い浮かばないので、当局で仮につけるとしたら、どういった理由で、どの辺を酌んで、こういった表現がいいのではないかというものがもしあれば御教示願いたい。

○大槻復興局長 センスはないのですが、想うということが思想信条、内心の自由にかかわってくるというのであれば、想うを使わなければいい。例えば、大切な人と共にある日とか、そういった実現的な部分で書いていけば、想うとか想わないという話ではなく、共にあるとか、そういうふうにすれば、クリアできるのではないかなと。専門的には、それでクリアできるかどうか聞いていただきたいのですが、そういう形でやればいいのではないかなと思うのですが。

○岩崎友一委員 一応、せっかくですが、法務的には大丈夫ですか。

○戸田法務・情報公開課長 タイトルだけでいいですよと、特段何かそれで、規定で強制をするようなことはないので、あと問題はその中身ですね。この条文の中身で、何かしら思想、思いを強制するような規定を置かなければ、基本的には大丈夫かなと思うのですが、もう一つ注意しなければいけないのは、その規定の中身とタイトルとの整合性です。こういうことがあるからこういうタイトルになるのだと説明がうまくつけられれば、あとはいいのかなと考えます。

○工藤大輔委員 大槻局長からもセンスある御提案があったのですが、今、本当に大切な人を失った人からすれば、このネーミングはよかったり、忘れたいと思っている人から見たらちょっとこの名前はどういう人も中にはいるかもしれない。世代がかわってもこの条例

は続いていき、生かしていかなければならないということからすると、震災を直接経験していない人に対してもすっとわかるような、そして、そういったものについて県、市町村ができれば一体となって、請願の趣旨に沿った目的を果たせるような名前のほうがよりよいのかなと思いますので、そういった方向で、執行部も案等は出してもらえればいいかなとは思っています。

○岩淵誠委員長 今のは意見ですか。

○工藤大輔委員 意見です。

○佐々木順一委員 たしか宮城県の条例は執行部提案でしたよね。福島県は議員提案を考えているようであります。岩手県は請願でありますから、見方によると、請願のほうが重いと思いますので、これはこれなりに岩手県民の方々が、3月11日を恒久的な日に定めたいということでありますので、私の理解とすれば、2県よりも重みはあるものだと思っております。

それで、ここに参考資料として宮城県の条例の趣旨がありますが、いわば鎮魂、追悼、それから風化を防止ということと、さらに復興を誓う日と、いろいろな趣旨が盛り込まれております。当然ながら、我が県の条例もこれらを踏まえて起案するのでありますが、今議論があるように、やっぱり幅広い趣旨のものにしたほうが良いというような考えが多いのではないかと思います。私も後世に残る不朽の条例にしなければならないと思いますので、ただし、この宮城県の趣旨のところをごらんになっていただければわかるとおり、あまり多く書き込むことはできないと思います。それで、先ほど工藤委員からも前文の話がありましたが、この趣旨のところはどうしても書ききれないところは、条例的には異例ではあると思いますが、請願の重みを踏まえれば、やはり前文のほうで条例の趣旨をしっかりと明記することが必要であると思います。趣旨以外にも、やはり条例制定の本来の理念とか、そういったものを書いて、それを踏まえて趣旨も書いて、そういう2本立てが必要ではないかなと思いますので、結論的には、前文である程度この条例の趣旨を幅広く位置づけるようなことをやっていかないといけないかなと思います。それによって後世に残る不朽の条例になると思いますので、一つの意見として、前文をぜひ、条例の構成——構成ではないと思いますが、条例の起案に当たっては、前文をぜひ設けるべきだという趣旨でありますので、よろしく御検討のほどお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 今御意見があった点につきまして、次のところでまたやっていただきたいと思いますので、まず3月11日に関する名称の考え方について、ほかに委員の皆様からはありますか。

○飯澤匡委員 これは想像、推察するに、請願者の意向は、大局的に考えると、鎮魂だけではないということなのだろうと思います。ですから、その辺をうまくこうやって文章、題名、タイトルでやっていくことが、今回一番の大きな作業になるのではないかと。要は傷ついた思いを鎮めるだけではなくて、それをどのように未来へと、幾らかでもプラスになるような形で進めていくという思いをつけていくということ、私はこの請願から感じ

取ることができるのかなと思います。意見です。

○岩渕誠委員長 ほかに御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは今御意見があったところではありますが、思想信条の自由に踏み込まないという憲法上の問題、条例で規定をする内容とタイトルの整合性、それから当然、請願の趣旨に沿った中身であること、そして、過去の鎮魂のみならず、現在、未来を見据えてというような御意見を賜りましたので、この方向で検討を進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、次に、条例の構成について御意見を伺いたいと思います。

先ほど、佐々木順一委員から、前文については書き込むようにというお話があったところではありますが、ほかに、取り組み規定をどうするかとか、そういったことについても御意見を頂戴できればと思います。

○岩崎友一委員 私も前文は必要のかなと思いますし、宮城県のみやぎ鎮魂の日を定める条例、なかなかというか、我々もこんな感じなのだろうなど。県の取り組み、責務、宮城県の場合は県、あるいは市町村の部分で、強制しない形の表現になっていますが、そのような感じでよろしいのではないかと思います。

○岩渕誠委員長 そうすると、前文を入れた上で、県の取り組み規定と、県民に関する規定を盛り込んだほうが良いということですか。

○岩崎友一委員 はい。強制しない形で。

○岩渕誠委員長 ほかに皆様から御意見ありましたら。

〔「同じ」「今の時点ではないです」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは今、前文については構成したほうが良いという話でありましたし、県の取り組み、県民の取り組みについても書き込みということでありましたので、この方向に沿って、たたき台の制定に当たりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 そのほか、委員の皆様から何かありますか。

○中平均委員 済みません、さっき資料の2番の総務委員会以外の委員からの意見聴取のところで、基本的には委員長説明ということで決まって、私が言ったのでいいのですが、総務委員会でやるのだから、基本的にほかの議員は傍聴できるが発言はできないという趣旨で発言したという説明がちょっと抜けていましたので、そこを議事録につけ足しておいてもらいたいと思います。基本的にそういう認識でいいのですよね。総務委員会をこれから随時やっていくということだとは思いますが、それは、傍聴議員がいれば入ってもいいということになるのかなと。その確認を……。

○岩渕誠委員長 議会上同日開催になっていませんから、何人たりとも傍聴は可能であります。当然、発言はできないが、傍聴は可能であると考えております。

○中平均委員 了解いたしました。済みませんでした、最初に一緒に確認できなくて。その上で、みんな来れるわけでもないですし、でき上がったものは、委員長から説明いただいてという流れで、先ほど決まったとおりでいうことで確認させていただきました。ありがとうございました。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。

今回は、11月30日の午前10時から委員会を開催することとし、本日の御意見を踏まえて、当職において作成した条例案をお示しした上で、内容について御協議いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。